

# AIU住まいの火災保険(家財専用)

## リビングサポート保険 賃貸住宅用 別紙



このご案内は入居者の皆さまが被保険者(保険の補償を受けられる方)である保険の補償内容について説明したものです。

### 家財の補償(基本補償)

#### ① 火災



#### 落雷



#### 破裂・爆発



#### ② 風災・ひょう災・雪災



※雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹込みによって生じた損害については、住宅またはその窓などが風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた場合に限ります。

#### ③ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等



#### ④ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ



#### ⑤ 騒ぎょう、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為



※暴動は対象外です。

#### ⑥ 盗難



※屋外に置いていた間の盗難は対象になりません。

#### ⑦ 通貨等の盗難

下記の通貨・預貯金証書等については盗難の場合のみお支払い対象となります。

- 通貨・小切手・切手・印紙(20万円限度)
- 預貯金証書(200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)
- 乗車券等(乗車船券、航空券、宿泊券、観光券、旅行券、ただし定期券および回数券は除きます。)(5万円限度)

#### ⑧ 水災



※家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合や、家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため、保険の対象である家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合に限ります。(注)再調達価額とは、同等のものを新たに購入するのに必要な金額のことです。

#### ⑨ ①～⑧以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)



(自己負担額3万円)

### 安心の新価実損払

リビングサポート保険は、「新価実損払(再調達価額を基準にして保険金額を限度にお支払いする)方式」の保険です。万一、家財に損害が発生した場合、保険金額を上限として、同等のものを新たに購入できる金額を補償します。貴金属の補償については一定の制限がございます。詳しくは裏面にでご確認ください。

### 賠償責任補償(基本補償)

※1回の事故につき、3万円の自己負担額があります。

#### 大家さんに対する賠償責任(借家人賠償保険)

偶然な事故で、借りているお部屋や建物に損害を与え、大家さんへの法律上の賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。



#### 他人に対する賠償責任(個人賠償保険)

日本国内において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の損害賠償をしなければならないとき、保険金をお支払いします。



引受保険会社

**AIU保険会社**  
エイアイユー・インシュアランスカンパニー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

http://www.aiu.co.jp

お問合せ先: TEL 03-3216-6611

(午前9時から午後5時まで/土・日・祝日・年末年始を除く)

家財保険金額	賠償責任補償支払限度額 (借家人賠償・個人賠償共通 1事故あたり)	借戸室修理費用支払限度額 (1事故あたり)
42.5万円	2000万円(自己負担額3万円)	100万円

保険料相当額(補償付帯費): 210円(月々)

### 費用補償(基本補償)

#### 借戸室修理費用

偶然な事故で借戸室が破損し、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合にお支払いします。たとえば、給排水管の凍結や目詰まりで損害が生じた場合に、復旧に必要な修理費用を保険金としてお支払いします。

#### 事故時諸費用

(損害保険金の10%、1事故1敷地内ごとに100万円限度)

左記①～⑨の事故によって損害保険金が支払われる場合に、臨時に生じる費用をお支払いします。

#### 残存物取片づけ費用

(損害保険金の10%限度)

左記①～⑨の事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)をお支払いします。

#### 地震火災費用

(保険金額の5%、1事故1敷地内ごとに300万円限度)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、住宅が半壊以上、または家財が全焼した場合にお支払いします。

●保険の対象となる家財を収容する住宅が半壊以上となった場合  
住宅の主要構造部の火災による損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または住宅の焼失した部分の床面積のその住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

●保険の対象である家財が全焼となった場合  
家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

#### 損害防止費用

(実費)

左記①などの事故の時、損害の発生および拡大防止のために支出した、必要または有益な消火活動の費用をお支払いします。

### 保険の対象とする物の範囲

- ◆リビングサポート保険の対象は、保険証券記載の住宅に収容される家財(※)で被保険者が所有するものとします。
- ◆共用部分または物置、車庫その他の付属住宅に収容される家財を含みます。
- ◆次に掲げるもののうち、被保険者の所有するものは、保険の対象に含まれます。  
畳、建具その他これらに類するもの/電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、などの付属設備/浴槽、流し、ガス台、調理台、棚などの付属設備
- ◆次のものは保険の対象に含まれません。  
自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものを除きます)/通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、切手または印紙その他これらに類するもの/動物または植物(本などの原種)、設計書、図案、証書、帳簿など
- ◆貴金属の補償については一定の制限がございます。詳しくは裏面にでご確認ください。

### ■これまで、こんな事故が保険会社に報告されています。

- 自室の給湯器からガスが漏れ、天井や壁に大きな穴があいた。(大家さんへの賠償額 536万円)
- 飼い犬が通行人にかみつ き負傷させた。(賠償額 21万円)
- お風呂の空焚きで火災が発生し、浴室と台所が損傷した。(大家さんへの賠償額 55万円)
- たばこの火の不始末で家財の一部が焼け、残りの家財も消火放水でびしょ濡れに。(家財の損害額 283万円)
- 洗濯機のホースがはずれ、下の階に水があふれ、家財がびしょ濡れに。(階下の入居者への賠償額 115万円)
- 隣の社員寮より出火、頭焼により家財が焼失した。(家財の損害額 380万円)
- 子供がベランダから植木鉢を落とし、駐車中の他人の車を破損させた。(賠償額 34万円)
- 空き巣に入られ、現金・カメラなどを盗まれた。またその際窓ガラス等が破損した。(現金・家財の損害額 48万円 窓ガラス等の修理代 10万円)

※万一事故が発生した場合には直ちに下記の取扱代理店またはAIU事故受付センターにご連絡ください。正当な理由なくご連絡がない場合には保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。 ※このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。

事故のご報告は

AIU保険会社24時間事故受付

AIU事故受付センター 0120-01-9016(通話料)

※ご連絡時のお願い

右記に記載の代理店にてご契約した旨、住所、建物名、号室、ご入居者名(法人契約の場合は法人名)をお伝えください。

2010年1月1日以降 補償開始契約用 (B-000929 2011年10月)■

取扱代理店・お問合せ先

長栄マンスリーマンション受付センター  
TEL: 0120-86-3912  
受付時間: 9:00~18:00  
(祝日を除く)

# リビングサポート保険の概要

## 保険金をお支払いする場合

損害保険金（家財の補償）	お支払いする保険金	
①火災、落雷または破裂・爆発	<p>損害の額<sup>(※)</sup>を 新価(再調達価額)を基準として 保険金額を限度に、 損害保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については時価額を基準にお支払いします。</p> <p>※ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品等で、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合はその損害の額を30万円とみなします。</p>	
②風災・ひょう災・雪災 ※雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹込みによって生じた損害については、住宅またはその開口部が風災、ひょう災、雪災の事故によって直接破損したために生じた場合に限りです。		
③住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等 ・住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である家財について損害が生じた場合		
④給排水設備の事故等による水濡れ ・給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって保険の対象である家財について損害が生じた場合		
⑤騒じょう、労働争議に伴う暴力・破壊行為 ・騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である家財について損害が生じた場合		
⑥盗難 ・盗難によって保険の対象である家財について盗取、損傷または汚損の損害が生じた場合		
⑦通貨等の盗難 保険証券記載の住宅内における次に掲げるもののいずれかの盗難によって損害が生じた場合 ・通貨、小切手、切手または印紙 ・預貯金証書 ・乗車券等		<p>【通貨、小切手、切手または印紙】 1回の事故につき1敷地内ごとに20万円限度</p> <p>【預貯金証書】 1回の事故につき1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度</p> <p>【乗車券等】 1回の事故につき1敷地内ごとに5万円限度</p>
⑧水災(台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等) ・水災によって保険の対象である家財が損害を受け、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 ・保険の対象である家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受けた結果、家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合		
⑨不測かつ突発的な事故 ・①～⑧以外の不測かつ突発的な事故の場合 ※給排水設備に生じた事故は含まれます。		自己負担額3万円を差引いた額をお支払いします。

費用補償	お支払いする保険金	
地震火災費用保険金 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、住宅が半壊以上、または家財が全壊となったとき、それによって臨時に費用が生ずる場合	保険金額×5%	1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度
損害防止費用保険金 ・保険契約者または被保険者が、前頁「損害保険金」の事故による損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な消火活動の費用を実際に支出した場合	実際に支出した額	地震火災費用保険金の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用を除きます。

賠償責任補償	お支払いする保険金	
借家人賠償保険 ・被保険者の借入戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の事故により損害を受けた場合において、被保険者が借入戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合 火災、破裂または爆発・盗難/給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ/不測かつ突発的な事故	<p>被保険者が 損害賠償請求権者に対して 負担する法律上の 損害賠償責任の額を お支払いします。</p> <p>ただし、支払限度額を限度とします。</p>	1回の事故につき自己負担額3万円を差引いた額をお支払いします。
個人賠償保険(日本国内のみ補償) ・被保険者が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ○住宅および同一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活に起因する偶然な事故		

(注)弊社が被保険者に代わり被保険者との示談交渉を行うサービスはありません。万一、被保険者が賠償責任を負う事故が起きた場合には、弊社と連携をとりながら、必要に応じたご相談、アドバイスのもと、被保険者が直接事故の相手方との示談交渉を行っていただきます。

## ■ 保険金をお支払いできない主な場合

**共通** 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者、借入戸室の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・保険契約者、被保険者または借入戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ・左記「損害保険金」①から⑧までの事故または⑨⑩もしくは地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ・保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難
- ・被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の使用人または同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金はお支払いします。)
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

前頁「損害保険金」の⑨または「借入戸室修理費用」の不測かつ突発的な事故の場合は、上記共通の事由に加え、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害についても保険金をお支払いできません。

- ・差押え、取用、没収、破壊等國または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ・保険の対象である家財または借入戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害
- ・保険の対象である家財または借入戸室の欠陥によって生じた損害
- ・保険の対象である家財または借入戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ・保険の対象である家財または借入戸室に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・保険の対象である家財のうち携帯電話(PHSを含む)、ポケットベル、ポータブルカーナビゲーションなどの移動体通信端末機器・電子航法装置およびこれらの付属品に生じた損害
- ・保険の対象である家財のうち携帯型電子機器(ラップトップ、ノート型パソコン、電子手帳など)および付属品に生じた損害 ……など

前頁「賠償責任補償」は、上記共通の事由に加え、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害についても保険金をお支払いできません。

- ・被保険者の業務に直接起因する損害賠償責任
- ・専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・被保険者相互間で発生した事故に起因する損害賠償責任
- ・被保険者が借入戸室を貸主に引き渡した後に発見された借入戸室の損壊に起因する損害賠償責任 ……など

費用補償	お支払いする保険金	
借入戸室修理費用 ・次に該当する事故により借入戸室について損害が発生した場合で、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理した場合。ただし、借家人賠償保険によって保険金を支払う場合を除きます。 火災、落雷、破裂・爆発/風災・ひょう災・雪災/住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等/給排水設備の事故等による水濡れ/騒じょう、労働争議に伴う暴力・破壊行為/盗難/不測かつ突発的な事故	被保険者が実際に支出した修理費用の額をお支払いします。	1回の事故につき支払限度額を限度
事故時諸費用 ・上記「損害保険金」の①～⑤の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に費用が生ずる場合	損害保険金 <sup>*</sup> ×10% * 損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭です。	1回の事故につき1敷地内ごとに100万円限度
残存物取片づけ費用 ・上記「損害保険金」の①～⑧、⑩の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象である家財の残存物の取片づけに必要な取引き費用、取片づけ清掃費用および搬出費用が生ずる場合	実際に支出した額	損害保険金の10%に相当する額を限度